

道路パトロール 特 記 仕 様 書

第 1 節 道路パトロール業務の目的

道路の異常や不法行為に対して、早期の発見及び適切な措置を講じ、道路の円滑な交通の確保を図ることを目的とする。

第 2 節 パトロール方法

- 1 パトロール体制は 2 人 1 組とし、いずれか一方は土木施工管理技士 2 級以上を有している者で実施すること。
- 2 原則として車両内から目視できる範囲を確認し、必要がある場合は徒歩により実施すること。
- 3 パトロール中に発見した異常箇所については、パトロール日誌とは別に異常箇所整理表において報告すること。
- 4 支障枝木の伐採や路肩ポール等の設置など比較的軽微な作業で対応できるものは、受注者において対応すること。なお緊急を要する事態の場合は、早急に監督員へ報告すること。
- 5 道路パトロール要領に記載している資機材等は、原則として、受注者において調達すること。なお、必要と認めた場合に発注者において資機材等を支給する。

第 3 節 パトロール対象施設

- (1) 路面、路肩、法面、擁壁、排水施設、橋梁等構造物、交通安全施設
- (2) 交通状況、道路工事の施工箇所における保安施設の設置状況及び交通処理状況
- (3) 道路の占用状況等
- (4) 降積雪時の路面状況等

第 4 節 異常時パトロール

台風、豪雨、地震、豪雪など、異常気象等によって災害の発生が予想される場合を想定し、当初 1 回の異常時パトロールを見込んでいる。

第 5 節 車両運転

運転に際しては道路交通法等法令を遵守し、運転中等で事故が発生した場合は、受注者は速やかに監督員に報告すること。

第 6 節 パトロール実施状況写真

パトロール実施日において、実施状況写真を 1 枚以上必ず撮影すること。

第 7 節 積算及び契約内容

本業務は、標準として、1 日当り 80 km のパトロール距離と 5 時間のパトロール及び 3 時間の書類作成・整理を想定している。積算に当たっては、各地域のパトロール延長ごとに 1 回のパトロールに必要な時間を定め(積算根拠参照)、普通作業員と燃料代・機械損料代を計上している。なお、パトロール車はライトバン(1500cc・2WD)を見込んでいる。

第 8 節 その他

本特記仕様書及び設計図書に明示していない事項または、その内容に疑義が生じた場合は、監督員の指示を受けること。